

労働者派遣制度の検討状況について（中間報告）

当部会においては、平成 17 年 5 月より平成 15 年労働者派遣法改正後の施行状況を踏まえたフォローアップ及び検討を行ってきたところであるが、現時点における考え方及び方向性を、下記のとおり取りまとめたので中間的に報告する。

また、同時に平成 15 年職業安定法改正のフォローアップを行った職業紹介事業制度については、一定の制度の改善が図られたことから、当面、その施行状況を見守ることが適切であるとの意見の一致をみたところである。

記

- 1 平成 17 年 5 月より、労働者派遣法の施行状況についてのフォローアップを、派遣元事業主、派遣労働者等の関係者からのヒアリング、労働力需給制度についてのアンケートの実施、海外の労働者派遣制度に関するヒアリング等により実施してきたところである。
- 2 これを踏まえ、本年 9 月には、「労働者派遣制度に関する検討課題」を取りまとめ、現在、当該検討課題に基づき、精力的な検討を行っているところである。しかしながら、現段階においては、検討課題の一部について労使の意見の一致がみられるものもある一方で、登録型の派遣労働、派遣受入期間、派遣労働者への雇用申込義務、事前面接等の派遣労働者の特定を目的とする行為、紹介予定派遣、派遣元事業主・派遣先の講ずべき措置等の在り方については、労使それぞれ根本的な意見の相違があり、隔たりが大きい状況にある。
- 3 このような意見の相違は、労働者派遣が原則自由であるべきと考えるのか、本来は限定的なものであるべきと考えるのかという基本的考え方の違いに起因するものであり、労働者派遣制度の根本的な検討を行うことなく、個別の制度の仕組みの議論を続けても、有意義な結論に到達することは困難であると考ええる。
- 4 こうした状況を踏まえると、現時点では、登録型派遣の考え方等労働者派遣制度の在り方の根幹に関わる問題については、厚生労働省に学識者からなる研究会を設け、労働者派遣制度の趣旨、登録型派遣の考え方、派遣先の責任の在り方、派遣労働者の処遇の在り方を踏まえつつ、当部会で出された検

討課題等を中心に、幅広く、法的、制度的な考え方について整理を行うとともに、当部会としては、当該研究会の結果も十分に踏まえつつ、労働者派遣制度の在り方について、引き続き審議を深めていくべきである。

- 5 また、日雇派遣、派遣元事業主の情報公開及び効果的な指導監督の実施については、一定程度労使の意見の一致が得られているが、これらのうち、早急に対応すべきものについては、現行法制下における労働者保護の仕組みがより適切に機能するよう、必要な省令、指針の整備について、当部会において速やかに検討を行うべきである。